

今こそ、日韓市民が一緒に、関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
 第19号(2009年10月11日)

10月21日(水)
 一日行動を予定
**岡田大臣に
 公開を要請**

目次	
10月21日 一日行動日	- 1
9月1日 東京地裁 522号法廷が二度沸いた-2 三次訴訟第4回口頭弁論の報告集会	3-10
9月23日 ソウル日本大使館前の記者会見	11-16
日帝被害者新聞創刊準備4号から抜粋	17-20
韓日会談は政治取引で決着したもの(李洋秀) ポスコ名誉会長に90歳李金珠おばあさんの遺言	
12月4日ソウルで国際学術シンポジウム開催-21 コラム 韓国料理/読者の声	-22
当会に100万円の活動支援金	-23
事務局だより	-24

- 10:30~ 東京地裁 522 二次訴訟・第7回口頭弁論(結審)
 原告・崔鳳泰弁護士の意見陳述(5分)
 11:00~ 報告集会 弁護士会館 1002
 時間未定 岡田外務大臣に要請書提出と記者会見

日韓会談文書

墨塗りした25%分も公開を

私の
視点

小竹 弘子 全面公開を求める会事務局長



岡田克也新外相は、核持ち込みや沖縄返還をめぐる日米間の「密約」について、11月末をめどに調査結果を報告するよう外務省に命令した、という。「密約は公開する」と明言してきた岡田氏が、新政府のスタートとともに、密約の真相究明と、私たちが求めてきた日韓会談文書の全面公開に向け、外務省が閉ざしてきた扉を開けることを期待してやまない。

日本と韓国の国交正常化交渉は1951年に始まり65年に締結された。日韓会談文書はこの交渉の議事録である。戦争中の44年、わずか12歳から14歳の少女たち約3000人が「日本に行けば仕事もあるし、女学校にも行かせてもらえる」と三菱重工名古屋航空機製作所に連れて来られ

た。しかし、待ち受けていたのは女学校どころか、貧しい食事と過酷な労働であった。「戦争が終わって帰される時、働いた賃金はおろか荷物まで、『後で送ってやる』といわれたまま、いまだに返してくれない」

そう訴える名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の原告らに、名古屋地裁は05年2月、「全面棄却」の判決を言い渡した。日韓請求権および経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」された、と。全面棄却の判決を知った原告たちの号泣と怒りの声。それを聞きながら、私は個人のできない日韓請求権協定とは何だろう、と考えた。この運動にかかわることになったきっかけだった。

05年、韓国では同じ韓日会談文書の公開を求めた「百人訴訟」の結果、約3万9千に及ぶ関連文書が公開された。韓国の情報公開法は日本とは違い、裁判官が直接実物を

見ることのできる「インカメラ方式」を採用している。裁判官は原告らの主張を受け入れ、韓国政府も文書公開に踏み切ったのである。私たちは日本の情報公開法が誰でも開示請求できることを知り、韓国の当事者と「日韓両市民による日韓会談文書・全面公開を求める会」を立ち上げた。そして06年4月に韓国在住188人、日本在住143人が当時の麻生太郎外相に文書の開示を請求した。外務省は1年8カ月かけてようやく約6万9千の文書を公開したが、その25%は墨塗りで隠されていた。不開示の内容を争点に、現在、東京地裁で係争中である。

「政官癒着」の自民党政権下、固く扉を閉ざしてきた外務省。新政府は、沖縄密約の真相究明と共に、日韓会談文書を全面公開すべきだ。文書を明らかにしただけで、日本政府は朝鮮半島に対する植民地支配の事実と責任を認め、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を完結させる責務があると思う。

裁判長 国(外務省)側に問い質す 日韓会談において 韓国側見解をまとめた文書を 何故隠すのか？

9月1日、東京地裁・三次訴訟第4回口頭弁論で、岩井伸晃裁判長は国(外務省)側に対し、日韓会談において韓国側の見解をまとめた文書を隠している、これにはどういう不開示の説明が付くのか、と問い質す場面がありました。

傍聴席は、全くそのとおりと納得したのに対し、国(外務省)側はうつむいて、グウの音も出ない一幕がありました。

= 詳細は次ページの報告集会をご覧ください =

原告の崔鳳泰弁護士 傍聴席から 異例の発言

次回期日は12月8日と決まった時、突然、傍聴席からずっと手を挙げた原告の崔弁護士は、裁判長に発言を求め、驚く裁判官らを尻目に法廷内に移った崔弁護士は、原告としての意見陳述を述べ始めました。傍聴席が大いに沸いたことは言うまでもありません。

その後開催された報告集会も、引き続き大変盛り上がりました。

= この意見陳述要旨は9ページをご覧ください =

次回公判

三次訴訟・第5回口頭弁論は12月8日(火)10時30分から
東京地裁 522号法廷

今度
法廷が沸く時は？

今まで、一次訴訟で5回、控訴審で2回、二次訴訟で6回、三次訴訟で4回、合計17回の公判がおこなわれました。

このうち、裁判長の発言によって法廷が沸いたのは、今回が三回目です。一回目は一次訴訟で勝訴の判決文を読み上げた時、二回目は二次訴訟で裁判官が原告側弁護団に向かって「私たちも文書の中身を見ることが出来ませんのでね」と言った時。さて四回目は？ もちろん、間もなく二次訴訟で「勝訴！」の判決文が読み上げられる時でしょう。

会場・・・弁護士会館 10F 1008号室

参加者・・・弁護団・・・東澤、小町谷、張弁護士

原告・・・崔鳳泰、李鶴来、梁澄子、山田昭次
他24名

KBS・・・キム・ヨンジン記者 他2名(カメラマン、助手)

司会・・・田中 宏

スケジュール 1 弁護団報告、2 崔弁護士の韓国報告
3 KBS時事企画サム「供託金2億ドルの秘密」ビデオ上映
4 フリートーク、

1 弁護団報告

東澤弁護士

今日のご苦労様でした。訴訟は今二つ重なっていて、入れ違いにやっているから、みなさん、何がなんだか分からないという声があります。今日は第三次訴訟で、国(外務省)側の主張が出されることになっております。

因みに、第二次訴訟はもう結審近くになっていて、今週中に弁護団の方が書面を出し、正規の主張を終えることになっています。

そういった折に核密約の問題が出てきて、外務省が日本国民、主権者に対して嘘をついていたということも出てきました。更に、その問題については政権も変わって、もしかすると、外務省からボロボロと隠しているものが出てくるのではないかという状況になっていることは、皆さんご存知のとおりです。

何とか、そういった勢いの中で、二次訴訟は勝ちたいと思っております。

今日の三次訴訟は、聞いていてお分かりのように、非常に時間のかかる訴訟になっております。これは、本当に支援者や、弁護団のみなさんには申し訳ないと思っておりますけれども、まず、記録が膨大で数万頁。そういう中で隠された部分が数千頁ある。それについて、国がたくさん隠す理由を主張している訳ですけれども、その主張に対して、一回の期日に30ずつやっても、一年や二年はかかってしまうというところです。

外務省の担当者は、たった二人

こちらからは、できるだけ速くやれ、速くやれと再三外務省の方に言っているのですが、外務省は、担当者がいない、資格を持った人が一人と、外務省の中で実際の主担当が一人ということをやっている。そういった中でも、出来ることはやってくれ、隠したのはそちらだから、それについてきちんと説明するのは、そちらの責任だろうというところです。

今回、国側は、不開示理由ごとに主張を分けてきまして、不開示理由3、これは、公開すると、交渉についての信頼関係、或いは外交上不利益を被るといった文書について主張をしてきました。

今回も主張に伴った証拠として、隠した文書が送られてきました。前回からダンボール一個ずつ送られてくるようになりました。私の事務所は置くところが無くなってしまいう程で、何で、こんなに大量の文書を隠すのかということなのです。

そういったことについて、国からの主張があり、更に残った部分を不開示理由2というところについて、また文書が多くなるのですけれども、それについての主張を始めるので、あと二ヶ月くださいと言うことで、期日は12月8日となりました。

弁護士の方も忙しいという理由もあるのですが、期日がどんどん長くなってしまおうと、

訴訟をやっている意味、早く真実を明らかにしたいという意味が無くなってしまいますので、できるだけ早く、とは言っておりますけれども、私の声が小さくて、なかなか裁判官の方には届いていない、というところです。

崔先生の傍聴席からの発言に「そうだ、そうだ」と拍手

そう言ったなかで、今日、崔先生が傍聴席から発言していただき、更には原告席に入っていて、「裁判長、何してるんだ、このままだと訴訟を取り下げを考えるぞ」というようなことで喝を入れて頂きました。非常に有難い喝です。

ああいう時になると、代理人としてはオロオロしてしまうんですけども、崔先生の力強い訴えの中で、私も途中から「そうだ、そうだ」と、拍手を送っておりました。

そういうことで、今回、被告の主張が出ましたし、まだ、被告の主張は引続き出てきます。こちらの方も、今準備しているものがありますので、すでに出ているものについて、順次反論を出していくという段階です。

いずれにしても量が本当に多いので、話がややこしくなっているのですけれども、基本は隠さなくていいものを国が隠している、そういったことが、だんだん明らかになってきている訴訟です。

裁判長が国（外務省）側に、何故、隠したのかと問い質したこと

その一例として、今日みなさん聞いていたと思いますが、裁判長自身が、被告側に問い直していましたね。

日韓会談においての韓国側の見解をまとめた文書、日本のではないですよ、日本側の文書だったら、日本側の手の内が相手に分かってしまうから、明らかにしたくない、これは隠す理由になり得るかも知れませんが、しかし、韓国側の見解、これを日本の外務省が隠してしまっている。一体何なのだ、これには。どういう不開示理由の説明が付けられるのか。そういったことを、今日裁判官が問い質しました。

同じようなことが、今回の書面の中にはたくさんあります。

日本の大使と韓国の大使が会談した文書の記録、これを隠している、何故、それを隠すのか。お互いの信頼関係に影響を与えるという理由ですが、韓国側の記録は、もう既に開かれている。そういった段階で、何故、大使と大使の間の会談の記録を隠さなければいけないのか。それは、全く理由の無いことですね。そういったものが、ポロポロとここに入っているのです。

今日、こういうことを全部紹介することはできませんけれども、我々も大量の文書を相手に、書面を少しずつ作っているということをお伝えします。こういう中で、如何に馬鹿げた情報の隠し方をしているのか、そういったことが、どんどん明らかになっていくように思います。

まだまだ長丁場になりますけれども、みなさんのご支援、よろしくお願いします。

司会

二、三人の方から、質問をお受けします。

Q 裁判官の顔ぶれが変わるということですが、三人とも変わるのですか。

東澤弁護士

裁判長は一緒です。

李 洋秀氏

二次訴訟と三次訴訟で、一般の方にとってはややこしいと思うのですが、二次訴訟の原告側準備書面(1)と(3)がHPに載っていないので、こちら側の不備かもしれませんが、特に三次は膨大な量なのですけれども、今日、準備書面(3)と言っていました、あれは三次訴訟(3)なのですね。

私は(1)しか見ていなくて、ファイル24で争うというので、隠している箇所は10万箇所くらいある、ファイルにしても千くらい、ものすごい数ですし、そのうちの24で争うというのですから、合わせて47ですけれども、今日また(3)というのが出てきたので全部で幾つくらいになるのか、見通しがわからない。また国側がそれを提出するのか、裁判は、こちらが原告で起こしているわけだから、どこを争点にするのかは国側でなくて、こちらが決めるのではないかな、という気がするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

東澤弁護士

まず、三次訴訟の場合は不開示理由が1から8まで分かれています。若い番号ほど隠している文書の数が増えているわけです。

8~6というのはたいしたことはなくて、個人情報が含まれているとかで、基本的には個人情報は訴訟の対象にしていないのです。

ところが、番号が若い方になってくると、今回の(3)とか、次回から始まる(2)とか、(1)になると請求権を巡る交渉とか、或いは竹島(独島)を巡る交渉とか、そういったものがどんどん出てきて、隠している文書の数も沢山になる。それで相手方の反論も長くなる。

結局、この訴訟の一番中心の部分と言うのは、番号の若い不開示理由、3、2、1といったところです。これについては、今、出始めてきたところ、ということですね。

それまでのところは、すでに前哨戦なのですね、前哨戦のところはそれほどたいした内容でもないの、不開示理由8、7、6、5、それについては、こちらの方から既に反論の書面を出している。個人情報が含まれているのだったら、それはそれで良い、こちらが目指しているのは、もっと中身のある請求権の問題とか、地位協定の問題とか、或いは竹島の問題とか、それについて、一体日本政府は何を隠そうとしているのか、それについて隠す理由は無いのだ、ということ、これから本番の主張をやっていく予定です。文書数でいうと概略5~60で、その中でも、隠している箇所は複数ある文書が沢山あります。

新居氏

国の方の順番で進んでいっているようなのですが、こちらが開示して欲しいところから、順番にできないのかなと思うのですけれども。

東澤弁護士

先ほどの李さんの質問にも関連すると思うのですが、文書の1~8があって、8、7、6、5というのはあんまりたいしたことが無いのだとしたら、根本的な1、2、3から始めてくれということだと思うのです。それもあろうと思うのですが、結局同じことなのです。

8、7、6、5というのは一回で出てきたのです。重要なところというのは、既にもう始まっているのです。結局は、それが争点になっていくわけです。後先というのは、実はあんまり関係無いというか、向こうの方ができるところからまずやらせてください、といったことで始まった8、7、6、5ですので、既に本体のところの4、

3, 2, 1というところに入ってきていますので、代表的なものについて、これまでに準備したもので反論をしていく、というふうなことです。

2 崔弁護士の韓国報告

司会

次に、崔鳳泰さんの釜山裁判についての報告に入りますが、或いは、今日発言されたこともあるかもしれませんが、お願いします。

崔 鳳泰氏

みなさん、こんにちは。

私、弁護団の先生方に迷惑をかけて申しわけありません。最初は弁護団と相談して発言するかどうか考えたのですが、むしろ相談する方が、大きな負担になる可能性があると考えたので、結局、私が責任をもって発言することにしました。

(会場から拍手と笑い)

それでは、現在の韓国の裁判進行状況と懸案について報告します。

(以下、事前提出資料：李 洋秀氏訳)

(1) 韓日協定文書公開訴訟の契機になった三菱重工業を相手にした損害賠償訴訟

現在この訴訟は大法院で係留中だ。担当弁護士として、何故こういう裁判が敗訴して大法院に係留中にならなければならないのか、自責の念を覚える。

1審では日本の裁判で大きな壁だった別個会社論も越えられたし、重複提訴、管轄権論議も越えたから、半分は勝ったと考えた。また時効に関しては、2審で勝てば良いと考えた。そして時効もまた、1審で起算点が特定されていない以上、この部分を集中的に争えば勝てると信じた。

すなわち韓日協定締結前は物理的に提訴自体が不可能だったし、韓日請求権協定締結後には法理的に権利行使が障害を受けているので、一体起算点は何時なのか？

ところが2審では、逆に1審の成果すら翻意して、日本の裁判所の判決を受認できるという惨憺たる結果が出た。故に大法院は第1、2審で認めた訴訟構造さえ受け入れないで、印紙代を納付した。何とか公開弁論を開いて、審理を慎重にしてくれと要請したが、まだ結果は予想しにくい状況だ。

(2). 供託金の受領拒否行政訴訟

現在韓国では、太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等に関する法律が施行中だ。その中で被害者たちが最も問題視する内の一つが、1円当り2,000ウォンの支援金を支給することだ。これに対して被害者たちは日本に保管中の供託金を韓国政府が貰って来るとしたら、上のお金は支援金として受領できるが、貰わないのなら支援ではない、正当な補償をしてくれと言っている。

これに対して去る7月末外交通商部長官は供託金に対して、1965年当時無償3億ドルに含まれていると見なければならぬという趣旨で答弁をした。と言いながらもサハリンの郵便貯金に対しては、韓日協定と関係ないので返還を支援するという答弁をした。この返事が知られるや、全国の被害者たちは、またざわめいている。まず、補償法を制定しなければならぬという動きと共に、サハリンの郵便貯金を年内に返してもらうために動いている。

3) ポスコ関連裁判の状況

請求権資金を使った代表的企業であり日本の強制動員責任企業である新日本製鉄株式会社の株主であるポスコを相手に、日帝被害者たちに対するわが国の憲法上、規範的責任を問う訴訟だ。3次にかけて提訴したし、ソウル高等法院ではポスコが日帝被害者たちに対して社会倫理的責任があることを判示したが、まだポスコは上の責任履行を拒否している。そうして被害者たちは国会議員を相手に賛同署名を受け取ると共に、ポスコが結局拒否する時には社会的責任履行に関する法律を作ろうと準備している。

以上、韓国内裁判の中で、核心的な3件に対して簡単な現況を報告した。

(4.) 懸案に対し

(1) 現在、韓国では日帝被害者関連で、懸案として登場しているのはサハリンの郵便貯金の返還のために韓国政府を動かす作業がまず重要だ。なぜなら韓国政府はこのお金が、韓日協定によって解決されなかった事案と法廷で宣言することで、この返還を貰って来なければならない立場に処することになった。サハリンの郵便貯金の場合には日本でも、東京地方裁判所で訴訟の進行中なので裁判上、和解あるいは政府間協議を通じて解決の糸口を見つけなければならないと見られる。

(2) その次に補償法として、現行支援法を変えなければならない課題が台頭している。特に供託金と関連して、日本で保管している供託金を取り戻せないのなら、1円当り2,000ウォンの支援金条項は違憲の可能性が高いので、違憲判決を通じて改正の可能性もある。合わせて厚生年金脱退手当金の場合、現在の価値に換算した支給問題が、韓日間の懸案になるかも知れないと見られる。

(3) ポスコおよび三菱重工業など両国の責任企業に対する、補償の動きがより一層活発に起きるものと見られる。現在日本では三菱重工業の前の金曜行動が100回を越え、韓国では30回になろうとする。韓日両国の市民たちの連帯闘争の動きは庚戌国辱100年を控え、より一層比重のある報道がされる可能性が高いと見る。被害者たちはポスコに向かって、売上額の1%を被害者基金として援助するように要求している。サハリンの郵便貯金の場合には日本でも、東京地方裁判所で訴訟の進行中なので裁判上、和解あるいは政府間協議を通じて解決の糸口を見つけなければならないと見られる。

(4) 日本で政権交替が成り立てば、日本国内の韓日協定文書の全面公開およびこれを拒否する時、韓日協定破棄を韓国内被害者たちは準備している。

韓国では、もし、日本政府が全部拒否する立場を変えなければ、最終的には日韓条約の破棄をやるつもりです。この条約は冷戦の時代に作ったものですから、平和の時代になったら変えなくてはいけないものですから、破棄して、平和時代にふさわしい条約を新たに結ばないではないですか。

もし、韓国政府が支援法を保障法に変えることを反対するならば、日韓条約を破棄して、65年に貰った金額を返して、我々は直接日本政府と交渉して供託金を貰うからという運動をやるつもりです。(拍手)

東澤弁護士

崔先生、非常に元気付けられました。

訴訟とは別に、こんな裁判を長々と付き合わされる、どうしても隠さなくてもいいことを隠していることを放置しておく必要は全然無いでしょう。そういった意味で、求める会

の方でもこれを機会に、一旦隠したけれども、今からでも考え直せという申し出を、新しい外務大臣宛にやってもいいかもしれませんね。

崔先生、本当に、良いアイデア、ありがとうございました。

4 フリートーク

前向きな連立政権

戦後補償運動グループは、一体となって取組もう

有光氏

裁判が始まる前にもしゃべっていたのですけれど、新しい民主党を中心とする連立政権が発足するわけです。

鳩山さんは国会図書館法の一部改正案 = 真相究明のための恒久平和調査局設置を進める議員連盟の会長ですし、連立政権がこういう過去の問題に対して前向きに取り組むことは、まず間違いないので、やはり我々は、きちんと新政府に申し入れをして、市民運動の方からどんどん要求を突きつけていった方が政府の方もやりやすい、ということがあると思うので、内閣が成立して、閣僚等の名簿がはっきりして、ある程度落ち着いた段階で、政府に対する申し入れをしていきたいと、私は考えています。

安原氏

自民党政府は、戦後補償に抵抗し続けてきたというのが実態で、つい最近も下院の慰安婦決議を阻止するために4,500万円を使ったとかいう記事が出てきましたが、あれは不正確で、6ヶ月の間、日本政府がそこに出てきているロビー会社とは別に、二つぐらいの団に使っているのです。ロビー会社を使うようになったのは、小泉首相の時、2001年からなのです。アメリカのコヤック氏が米政府に対して要求した時、その法案をぶっ潰した上に、1億7千万円ぐらいの金を出して潰したんですね。

そのような馬鹿な金を使って、自分達のボロを隠すためにそのような金を使うようになったのは小泉首相からだから、そういうことはやめてくれと、自分達の政策さえ変えれば、しなくていい出費ではないかという要求を出したいなあと思いつつながら……

Q ロビーストの会社というのは、どこにありますか。

安原氏

ワシントンにあるのが主ですけれども、この間記事に載ったのは、今、日本と商売すると儲かるので、日本支社もある。政府が使っていると言いますと、それで信用がつきますから、いろんな資料も売れて、大変な儲けの相手なのですよ、我々は。日本企業と日本政府は良いお客さんなんです。良いお客さんであることをやめて欲しいと思います。

李 鶴来氏

法廷で崔弁護士が言われたことが聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。

法廷での意見陳述要旨

崔弁護士

いろんな裁判で、勝訴することも大切がけれども、韓国の原告たちは年寄りですから残された時間があまり無い。早めに決着を付けたいということです。一昨日の選挙の結果と言うのは、私の見方としては、この文書を公開しない政府に対する国民の審判である、だから国民の審判が下りたのだから、私はこの裁判を取り下げたい。

それと、先ほども申し上げたように、この裁判は、韓国では確定判決と言う事実があるではないですか。韓国の裁判官は、日本の政府を尊敬して認めているのに、何故、日本の裁判官は無視しているのですか。

裁判になれば早目に勝訴判決を下すか、和解を求めて、外国でも和解を通じて公開されましたから、前例がありますから、日本政府も時期を決めて、例えば、これくらいは公開します、あとはいつまでに公開します、このように、裁判官が積極的に和解を求め、裁判官は自信を持って裁判をやってください、という主旨で発言しました。

司会 今の説明でお分かりになりましたか。

李 鶴来氏

取り下げということですか。

崔弁護士

取下げを考えております、と言いました。政権が変わったということは、今までは外務大臣を総理が決めていたかもしれませんが、これからは市民が外務大臣を決めて、鳩山さんがその中から選ぶような形に変化させれば、いいではないですか。

司会

今の説明でもまだ充分お分かりにならないようですので、張弁護士、説明をお願いします。

張弁護士

崔先生の取り下げるといふ、今日の爆弾発言ですけれども、弁護団の方から訴訟という側面から、崔先生のおっしゃたことは、どういうことかと、簡単に説明したいと思えます。

この訴訟というのは、韓日会談の日本が持っている外交文書の全面公開を求める訴訟です。それに対して外務省の方で数々の不開示、部分開示の文書がありますけれども、それを、仮に新しい外務大臣がひと言号令を掛けて、それで開示される、まあ、個人名などは不開示になるのですが、あらかたの部分は開示されるということになるとすれば、もし開示されれば、この訴訟自体も、訴訟を維持する意味が無くなります。そうなれば、裁判所の方から、じゃあ原告団の方で取り下げられたらどうですか、という形の指示がある筈なのです。

将来的に、政治的な解決によって、そういった取り下げと云うのがあることを見込んで、そういった意味での取り下げについて、慎重に原告団の方では考えています、と崔弁護士は発言されたのです。

それは逆に裁判官に、これは民主党になれば、自民党の政権とは違って政府主導でこの韓日文書が公開される可能性が非常に高い、非常に高いということは、取り下げの結果になるかもしれないけれども、そういったところも踏まえて、今までの裁判所は、今回見てもらったら分かるように、一回の期日に30文書ずつと、いう形で行くと、一ヶ月毎に30期日を入れても、375文書ありますので一年近くかかってしまう訳です。

2ヶ月ごとになると2年近くになるので、ひとつひとつやらざるを得ないのが裁判なのですけれども、そういった、長い時間をおいて審議をする意味が今になってあるのか、そういうところを裁判官にも踏まえてもらい、当然、被害者の現実的な救済と、高齢になっているというような、そういう切迫した事情も踏まえて、裁判官が主導で、いわゆる訴訟指揮というのがあるのですが、裁判官は粛々と訴訟するということやっていらっしゃるのですけれども、裁判官の主導で、この訴訟について出すべきところは出して、隠さなけ

ればいけないところはいろいろあるかも知れないけれども、出せるところは出して、というような形で、訴訟の場でも解決が出来るような、そういった訴訟進行をお願いしたい。

そういった訴訟進行をしてくれないのだったら、こんな裁判やっても意味が無い、あなたの裁判受けたくありません、という意味合いを含めて、多分、崔鳳泰先生は、裁判長にこんな、たらたら裁判やっているようでは、もうそろそろ取り下げるぞ、ということを含めて、そういった観点から、取下げを考えていますとおっしゃったのだと思います。

弁護団の方も、今、これまた大変な量に対して、一つ一つ書面を作っていかなければなりません。できればみなさんのお力で、私は在日韓国人ですから、今回選挙で意思を表明することはできませんでしたが、日本の方々の選挙での意思を尊重して、政権を変えることが出来たわけですから、その先にある具体的な役員なり、そういった外務の人事は別として、政権が変わりました。求める会としては、今度は政治活動として努力していく、そういった形で、訴訟と政治的な方向とを平行しながら進めていき、最終的には、どんな方法であれ開示されればいい訳です。

そういったことでやっていただいて、年内にでも具体的にある程度開示してもらい、外務大臣が代わっても、おそらく請求権問題についても、不開示になるでしょうから、新居さんもおっしゃたように、主要部分は残るでしょうから、それは裁判で徹底して争うという形にできればいいのかなと考えています。

司会

政権交代して、新しい大臣になり、今までとは違うのでしょうかあなた達は。違うのだからちゃんと見てください、と会としてきちっと申し入れをする、ということは必要なので、また、相談してやっていこうと思います。みなさんのご意見は如何ですか。

安原氏

この会だけではなくて、戦後補償の運動をやっているグループ全体で、ありとあらゆるグループが名前を連ねて、取捨選択しないで、取り組んだら如何でしょうか。

私が感じているのは、現在の国際社会において、日本の足を引っ張っているのはこの問題なのです。最近また、アメリカのウェブサイトで、高校の15歳の男の子が論文を書いている。戦争でひどいことをしているのに、何故、日本だけは謝罪と補償ができないのか。日本の立場が悪いのは北朝鮮がいるからではなくて、北朝鮮に頼って、日本は自分の侵略したことを正当化している、そういう印象を持つと書いています。

今村氏

今日初めて参加させていただきました。戦後補償について、政治、或いは組織の立場を超えた、日本人主体のゆるやかな統一戦線を緊急に準備しないとイケないのではないのでしょうか。民主党内だっているいろいろなグループがありますので、期待しつつもやはり、市民の圧力は必要なのではないのでしょうか。

今日はチラシを置かせてもらいました。来年、朝鮮支配100年になります。その記念事業として「失われた文化財」も含めて、朝鮮半島から収奪した文化財をきちんと反省し返還する運動を考えています。そういった大きな力というのが必要ではないのでしょうか。

司会

今日のご多忙中にもかかわらず、大勢のみなさんにお出でいただき、実りある報告集会となりました。次回公判は10月21日、二次訴訟第7回口頭弁論で結審です。

次回もまた、是非、お出かけ下さいますよう、お願いいたします。

9月23日(水) ソウルの日本大使館前 政権交代後初 韓日会談文書全面公開 を促す 日帝被害者団体記者会見

この記者会見は、韓日会談当時日本側外交文書全面公開訴訟に参加している韓国側原告をはじめ、日帝被害者団体総連合、挺身隊おばあさんと共にする市民の集い、勤労挺身隊おばあさんと共にする市民の集い、アジア平和と歴史教育連帯(撫順)の共催で行われました。

開催の主旨

来年になると日帝強制併合 100 年を迎える中で、去る 16 日、54 年ぶりに日本の自民党政権が退き、戦後初めて鳩山総理体制の民主党政権がスタートしました。

日帝の被害団体たちがこれに格別の意味を付与するのは、他でもない解放 64 年になるべく、韓日間でまだ解決出来ていない日帝植民地過去の問題が、完全に清算される契機になるのではという点のためです。

李明博大統領も最近のインタビューで、天皇の韓国訪問問題に対して言及するなど、韓日間過去の問題は新しい局面を迎えています。日帝被害者団体は韓日間の過去の問題がからまった糸を解く鍵は、1965 年の 韓日会談 文書を全面公開することにあるとみて、公開を促しています。

今回の記者会見は、日本の民主党政権スタートに際して、日帝被害者団体が過去の問題解決を促す、初めての場所になるでしょう。

記者会見用文書

過去事問題解決の始まり、「韓日会談文書公開」にある

54 年間の自民党政権が退いて、去る 16 日戦後初めて鳩山総理の日本民主党政権が出帆した。私たちがここに格別の意味を付与するのは、外でもない解放 64 年になるのに、韓日間にはまだ解決されていない日帝植民地過去事問題が、完全に清算されるきっかけになるのかと言う点のためだ。

周知のように、日本軍慰安婦問題など日帝強制占領期、韓日間の過去事問題は戦後 64 年が過ぎたのに未解決状態にある。

謝罪と賠償を促す国連を含めた世界各国の勧告にもかかわらず、日本だけがいまだに耳を閉めている。原爆被害問題、サハリン被害者など日帝強制動員被害者たちの問題も同じだ。

日本政府は 1965 年の韓日協定によって、請求権問題がすべて解決されたという論理をひたすら主張してきた。しかしこのような主張はすでに説得力が消えてしまった。

2005 年、韓国政府が当時の韓日協定文書を公開したが、文書のどこにも日帝植民支配に対するお詫びや賠償のその根拠を捜すことができないからだ。たとえ過去の両国政権の挟雑によって、大韓民国が放棄したものがあつたとすれば自国民保護に対する「外交的保護権」だけで、個人請求権問題については挙論すらされなかった事実がはっきりと現われたからだ。

言うまでもなく、日本政府自らも 1965 年の韓日請求権資金は「経済協力資金」だけで、植民支配に対する反省を前提とした賠償ではないことを重ねて明らかにしてきたではないか？

* (福島瑞穂議員の質疑に対する 2006 年 12 月 20 日、安倍総理の国会答弁資料参照)

現在日本で進行中の 1965 年の韓日会談当時の日本側外交文書の公開訴訟を通じて、この事実は如実に現われている。もし 1965 年の韓日協定で、過去事問題がすべて終わったとするならば、当時の外交文書を公開することができない理由はない。しかし外務省は法院の判決にもかかわらず、何が怖いのか未だにこの文書の核心内容に対しては徹底的に隠している。

周知のように、日本軍慰安婦問題や労務者の不払い供託金問題など、協定の解釈を取り巻きすでに紛争が発生している状態だ。もはや韓日協定は協定としての効力が喪失された状態に他ならない。一つの文書に対してお互いの主張が違うのに、誰の主張が正しいのか当然調べてみるべきではないの

か？ これに対する是非を正すことができる唯一で一番手軽い方法は、外でもない当時の関連文書を公開することだ。

日本政府の主張通り、本当に1965年の韓日会談によってすべての問題が終わったとするならば、他のことを論ずることなく正々堂々と今からでも当時の文書を公開すればいいではないか？

国家間の協定と係わって相手の締結国がすでに公開した文書に対して、特に日本政府だけが公開することができない理由がどこにあるか？ 日本政府は去る2005年、大韓民国が当時の韓日会談関連文書を世の中にすべて公開して法的見解を明らかにしたように、直ちに外交文書を公開してこれに対する法的見解を明らかにしなければならない。

私たちは、日本政府が韓日協定を過去の過ちを覆い隠す万能の鍵とし、同じ主張だけを繰り返しながらも、いざその実体を明かすことができないのは他の理由があるのではないかと疑わざるを得ない。

このような面から、第二次大戦直後ドイツの戦後処理態度は日本の良いお手本になる。ドイツは侵略戦争に対する賠償金としてフランスに4億マルクを支給しながらナチの迫害を受けたフランス人たちの請求権問題を完全に終結させようとした事がある。しかしフランスがその後20余年が経って、「強制徴集者」に対する追加賠償を要求すると、ドイツが条約をまた結んで追加賠償金を支給した事例がまさしくそれだ。

他の要求でもない、当時の会談の文書を公開しなさいという基本的要求さえ怖がる今までの歴代日本政府の態度はまことにせせこましくてしょうがない。

もし、当時の両国政権間の政治的挟雑によって誕生した韓日協定自体が人類の普遍的価値を伴うことができない不当なものとして明らかにされたら、この協定は適切に破棄されなければならない。人類の良心と正義に合うように協定を新たに締結することは世界的潮流であると同時に、両国間の関係回復のためにも必ず必要な事だからだ。これは何よりも、他ならぬ世界人類の普遍的良心に晴れて応じようとする日本の自国民のためにもまずは必要だ。

その例がないわけでもない。日本政府が既存の韓日漁業協定を一方向的に破棄宣言して、1998年また締結した「新韓日漁業協定」がその代表的な事例になるであろう。

54年ぶりの政権交代によって果して新たに出帆した民主党政権が過去の政権とどう違うのか、世界の人々の耳と目は民主党に向けられている。民主党がまさか過去のような態度から敢然と脱皮することができなかつたら、政権だけが変わっただけで、大韓民国国民には歴代政権と何ら違うことはない。

新たに出帆した民主党が過去の政権と違うなら、どう違うかを見せてほしい！その試金石はまさに韓日間の過去事問題の絡み合った糸巻きを解く鍵である「韓日会談文書公開」にある。

来年は日帝に強制併合されてから100年を迎える年だ。すでに多くの日帝被害者たちが苦痛の中で幽明境を異にしたし、生き残った人々にとっても残された時間は多くはない。

東アジアの中心軸の役目をしなければならない韓日両国が、過去の誤った歴史のために未来に進むことができなかったら、国益次元でも大きな損失であるのみならず、両国国民にとっても大きな傷に違いない。

我々日帝被害者たちは、日本に対して決して再び対面することができない永遠なる敵にするつもりはない。ただしその前提は、過去の侵略戦争に対する真正なお詫びと賠償だ。

強調するが、完全な過去清算なしに未来と言うものはありえない。お詫びと賠償なしに平和と共同繁栄は不合理説だ。

これからは選択だけが残っている。鳩山民主党政権の決断を促す！

私たちの要求

何が怖いのか！外務省は韓日会談文書を直ちに公開せよ！

謝罪と賠償なしに韓日関係回復はとんでもない。日本政府は過去の問題を解決せよ！

私たちには時間が「恨」(もしかすると、「限」かも知れません)だ。被害者が生きている間に強制動員問題を解決せよ！

(翻訳)

強制連行・強制労働犠牲者を考える北海道フォーラム共同代表 蔡 鴻哲 (Chae Hong-Cheol)

声明文 韓日協定会談文書の公開なしに東アジアの平和共同体はない

弁護士 崔鳳泰

54年間続いてきた日本自民党の長期政権がついに終わり、去る16日民主党政権が出帆した。

小選挙区制の導入、自民党の腐敗、執権与党の新自由主義導入による貧富格差の拡大など、衆議院選挙での民主党圧勝の背景を囲み、色々な分析があるが、一言で言えば、55年冷戦共助体制では、これ以上冷戦が終息した現時代と合わないの、変化を招来したものと見るべきだろう。

民主党鳩山総理は、まず対米優先の外交から抜け出て、アジアを重視する外交路線を闡明にすることと共に、東アジア平和共同体を主唱している。

周知のようにヨーロッパでは国民主権国家の時代を越え、EU共同体を形成して発展している。このような歴史の波が、ついに東アジアに流れて入ってくるのは歴史的必然に見える。

だが私たちはヨーロッパ共同体の形成で、ドイツの戦後清算がヨーロッパ国家間信頼の基礎を作ったという、歴史的事実を忘れてはならないだろう。鳩山総理の東アジア平和共同体もまた、日本の戦後清算が正しくなされずには、縁木求魚になるだろう。

そのような点から鳩山総理は、冷戦共助から平和共助に進むにあたって、最も先決の課題は55年冷戦共助時代に作られた韓日関係の最大問題点、すなわち日帝被害者の権利を封鎖した誤ちを、即刻是正することにあるという点を認識しなければならない。

ご存知のように韓日協定は冷戦時である1965年に、日帝侵略に対して一切反省すらない日本の支配勢力と、民主的正統性もなくクーデターで政権を握った韓国の支配勢力が、米国の冷戦戦略によって結んだものだから、韓日協定は、日帝の植民支配に対する歴史認識の一致さえ見られないまま、今まで互いに便利のように各々が解釈して来たのだ。

それでまだ日本は、韓日合邦条約が適法だと主張し、独島(ドクト)は日本の地と相も変わらず主張しているのだ。合わせてこのような韓日間冷戦共助勢力による最も大きい犯罪は、まさに日帝被害者の権利救済問題が、彼らによって踏みにじられたということだ。

したがって日本の民主党新政府の出帆により、冷戦共助時代の韓日関係基本枠である韓日協定を再び法律的に分析して、その問題点を糾明し、その代案を模索することが焦眉の課題になった。

代表的に韓日合邦が適法なのか不法なのか、日本軍慰安婦問題をはじめとした重大な人権侵害問題が、韓日協定によって解決されたのか、現在日本で保管中の莫大な日帝被害者の供託金は、どのように解決されるべきなのか、日本が今でも支給している厚生年金脱退手当金の場合、相変わらず現在の貨幣価値でなく当時の価値で支給する蛮行を容認するのかなど、韓日間には韓日協定が残した、法律上の色々な熱い懸案が残っている。

もし北朝鮮と日本が1965年の韓日協定方式によって修交することになれば、こういう問題は南北が統一された後、最も至急に解決すべき課題として残るだろう。

周知のように法治主義国家で、被害者が誰を相手に自身の権利を主張しなければならないのかを曖昧にすることほど、重大な人権侵害はない。現在、韓国の日帝被害者たちは、誰を相手に自身の権利を主張すべきなのか、まったく知る術がない。

もし韓国政府に責任があるのなら韓国政府が、日本政府に責任があるのなら日本政府が、その責任を負うことが法治主義の根幹だ。もしも日本政府の法的見解と韓国政府の法的見解が違うのなら、法的見解の一致のため互いに協議して、必要ならば仲裁を通じて、平和的に紛争を解決することが望ましい。

このような作業は韓国と日本、どちらか一方に有利で不利なのかを争う性格でない。法治主義を実現するのは韓国はもちろん、日本のためにも助けになるからだ。

韓日過去事問題解決の出発点は、1965年韓日会談文書の全面公開だけが解答である。(翻訳 李洋秀)

質問第四四号

朝鮮人労務者等に対する未払金等の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年十二月十四日

福島みずほ

参議院議長 扇 千 景 殿

朝鮮人労務者等に対する未払金等の取扱いに関する質問主意書

二〇〇四年一二月、私は「朝鮮人労務者等に対する未払金その他の取扱いに関する質問主意書」(第一六一回国会質問第二二号)を提出し、未払金の取扱いについて内閣に質問した。しかし、「供託された供託物については、現時点において、特段の措置を採ることは考えておらず、その保管を継続することとしている。」と答弁するなど、残念ながら、この問題を解決していこうとする姿勢は見られなかった。一方、韓国では、新たな国内措置として強制徴用被害者に対する未払金の補償及び支給をするための「日帝強占下国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律案」が国会に提出されている。

そこで、以下質問する。

一 日韓条約・請求権協定における強制徴用被害者への補償について

- 1 日本政府は、一九六五年の日韓条約・請求権協定の無償資金の中に、強制徴用への補償支払いが含まれていると認識しているのか。
- 2 含まれていると認識しているのであれば、韓国政府への無償資金三億ドルのうち、どの程度を強制徴用者への補償分と想定していたか。

二 日本銀行に保管されている未払金について

- 1 日本銀行に保管されている未払金は、現在、現金一億六七七九万一四〇〇円、有価証券四七三万五六〇〇円保管されている。この未払金は、当時と現在の貨幣価値の変化を勘案すると、現在ではどの程度の金額になると試算されるか。
- 2 戦後、この未払金を強制徴用労働者に返却するために、日本政府はどのような努力を行ったか。
- 3 一九六五年の日韓条約・請求権協定締結の協議の中で、韓国側に提供した無償資金の中に未払金を含めるといふ話合いは行われたのか。
- 4 一九六五年の日韓条約・請求権協定締結の協議の中で、未払金を強制徴用労働者に返却するための方法について協議されたか。協議されたのであれば、その内容を明らかにされたい。
- 5 戦後、日本政府が保管する強制徴用労働者についての資料を韓国政府に提供したか。提供したのであれば、いつ、どのような資料を提供したのか、明らかにされたい。

三 無事生還した者への補償について

- 1 韓国政府によれば、死亡又は負傷することなく生還した韓国の強制徴用被害者に対する補償について、一九六五年の日韓条約・請求権協定に関する協議の席上、日本政府が自国内の援護対象に生還者が含まれていないことを理由に強く反対したとされている。このような日本政府の姿勢は事実か。
- 2 日本政府が、戦後、太平洋戦争において死亡した者、負傷した者及び遺族に対して支払った補

償額及び年金の総額をそれぞれ明らかにされたい。

3 日本政府は、朝鮮半島で生存している強制徴用者だった者に対して、何らかの措置を追加的に行う考えはあるか。

右質問する。

調査・提供者 李 洋秀氏のコメント

これは翻訳ではなく、原文で下のアドレスを複製したものです。

また本文の中の下線は韓国から来たファイルに基づいています。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/165/syuh/s165044.htm>

http://mizuhoto.org/01/08/165_1214-3A.html

答弁書第四四号

内閣参質一六五第四四号

平成十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景 殿

参議院議員福島みずほ君提出朝鮮人労務者等に対する未払金等の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出朝鮮人労務者等に対する未払金等の取扱いに関する質問に対する答弁書一について

お尋ねの「強制徴用」の趣旨が明らかではないが、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和四十年条約第二十七号。以下「日韓請求権・経済協力協定」という。）第二条1において、いわゆる朝鮮人徴用者等の問題を含め「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、（中略）完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」している。お尋ねの「無償資金」を含む日韓請求権・経済協力協定に基づいて行った経済協力とは、このような日韓両国及びその両国民間の財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題の解決と並行して、日韓間の歴史的な特別の関係にかんがみ、また今後両国間の友好関係を確立するという大局的見地に立って、韓国の経済の発展に寄与するために行うこととしたものである。

二の1及び2について

旧厚生省労政局長から「朝鮮人労務者等に対する未払金その他に関する件」と題する通達（昭和二十一年十月十二日付け労発第五百七十二号）を地方長官に対し発出し、終戦による社会的混乱と朝鮮人労働者の帰国等によるこれら労働者の居所不明、通信不能等の事情のために、事業主がこれら労働者に対して支払うことができなくなっている場合に関し、できる限り供託手続を執るよう関係事業主に対する指導を行い、未払賃金等の散逸の防止に努めた。

なお、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第三条及び第四条の規定において、各省各庁の長の保管する金銭及び有価証券は、日本銀行に寄託すべきものとされていることから、法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又は法務大臣が指定したこれらの出張所が、

同通達に基づき供託物として受け入れた金銭及び有価証券については、日本銀行に寄託して保管される。

お尋ねの日本銀行に保管されている未払金が、具体的に、いつの時点でされたどの供託事件に関するものが明らかでなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の3及び4並びに三の1について

日韓間では、財産及び請求権の問題、経済協力等について議論した結果、千九百六十五年の国交正常化に際して、日韓請求権・経済協力協定を締結しているが、その議論の詳細については、日朝間の協議に与える影響等にかんがみ、お答えすることは差し控えたい。

二の5について

平成二年五月二十五日の日韓外相会談の際に、韓国側から終戦前に徴用された者の名簿の入手について協力要請があったことを受け、政府は、各都道府県、各市区町村、いわゆる朝鮮人徴用者等を受け入れていた可能性がある民間事業所等に対し、韓国政府に提出することを目的として調査を依頼した。その結果、提供された情報を取りまとめて、平成三年三月五日に九万八千四人、平成四年十二月二十五日に一万七千七百七人のいわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿の写しを駐日韓国大使館へ提出している。

三の2について

お尋ねの「太平洋戦争において死亡した者、負傷した者及び遺族に対して支払った補償額及び年金の総額」の意味が必ずしも明らかではないが、昭和十六年十二月八日以後における戦争公務等により障害の状態となった者及び死亡した者の遺族に対する恩給法（大正十二年法律第四十八号）に基づく恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）に基づく年金等の戦後の支給総額については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

三の3について

お尋ねの「措置を追加的に行う」の意味が必ずしも明らかではないが、韓国との間では、日韓請求権・経済協力協定第二条1に規定されているとおり、両国及びその国民の間の財産、権利及び利益並びに請求権の問題は、完全かつ最終的に解決されたことが確認されている。また、北朝鮮との間では、日朝平壤宣言において「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、千九百四十五年八月十五日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議する」ことが明記されており、いわゆる朝鮮人徴用者等の問題を含め、右のとおり日朝平壤宣言に明記されているところに従い、日朝国交正常化交渉において協議されるべきものである。

2009年8月25日 火曜日

日帝被害者新聞 創刊準備4号 抜粋

日帝被害者新聞とは？ = 李 国彦主幹 =

日帝被害者の方々は高齢のため、直接自分たちの声を発信する媒体を持っておりません。

そのため被害者の意見や声を集めた新聞が必要とされ、創刊準備第1号は、2009年1月16日に発行されました。

第4号には「李洋秀事務局次長の取材記事」「朴泰俊ボスコ名誉会長に送る90歳 李金珠おばあさんの遺書」を掲載しました。

1 当時、韓日会談は政治取引で決着したもの

日韓会談文書・全面公開を求める会 李 洋秀事務局次長

在日同胞3世で「日韓会談文書・全面公開を求める会」の事務次長を務めている李洋秀(58)さん。昨年末、彼は1965年当時の日本側韓日会談文書を検討していた中、日本が自身の法令ですら、独島が韓国の領土であることを認めて来たことを立証する1951年6月6日公布された日本の総理府令24号を発見、一時世の中を賑やかにした。

さる4月、彼に対する功労から第9回4・19文化賞を受賞したが、彼は副賞として貰った500万ウォンの金額全部を、再びこの会に寄付し、熱い感動をくれたりもした。

音楽を専攻した彼は最大の楽器会社であるヤマハに講師として在職中、民族差別と言う壁を実感して以後、本業を後に回し、人権運動と在日韓国人人権擁護に邁進して来た。

先月31日東京で李事務次長に会い、韓日会談文書にからまる歴史的内幕に対して聞いてみた。

日韓会談文書・全面公開を求める会 とは、どんな団体なのか？

「日本政府に韓日会談文書の全面公開を求めるため、2005年12月に作られた集まりだ。日本政府と戦犯企業に植民地支配と戦争責任を取らせるためだ。2005年8月韓国政府が先に会談文書を全面公開したことに、大きく刺激を受けた。その年12月、韓国人日帝被害者188名と日本人143名を請求人に、会を結成した。」

韓日会談文書・全面公開の闘いに出ることになった、特別な契機があるのか？

「1999年名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊の原告7名が日本政府と三菱を相手に裁判を起こしたが、棄却されてしまった。1965年に締結された韓日協定によって、対日請求権問題が解決されたというのだ。その時から韓日請求権問題に関心を持つようになった。」

判決にもかかわらず会談関連文書25%依然と非公開

この間、数回情報公開訴訟をして来たと聞いている。

「2006年4月25日、日本外務省に韓日会談文書公開を請求した。しかし日本外務省は1年7ヵ月の間、たった7千頁の資料だけ公開した。2007年12月28日日本の裁判所は、外務省が職務怠慢だと違法判決を下した。

2008年4月には2次訴訟を起こした。日本政府は2008年5月までに6万頁余りの、当時の日本側韓日会談文書を追加で公開しながら、全体文書の25%を判読が不可能なように墨塗り処理した。到底その内容を知ることができなかった。」

訴訟はどこまで進化したのか？

「現在墨塗りされた部分の公開を求め、2、3次訴訟を進行中だ。2次訴訟は10月末、東京地方裁判所で結審公判が予定されている。判決までは6ヵ月ほどかかるものと見られる。3次訴訟は韓国側から250名、日本側から145名の請求人が6万頁の内、墨塗りされた25%の全面公開を求めている。」

韓日会談で疎かに扱われたり、排除された内容があるならば?

「太平洋戦争被害者たちの対日請求権と在日僑胞の法的地位等の問題が、未解決課題として残っている。被害者遺族の意見が会談に直接反映できなかったからだ。また会談を通じて在日僑胞の法的地位と生存権問題が決まったが、実際に当事者の意見は無視された。韓日両国政府だけで、政治的な取引で会談を終えてしまったのだ。

特に日本軍の捕虜収容所に監視員として雇用され、戦後 B・C 級戦犯として処罰された韓国人の問題をきちんと取扱おうとする努力が足りなかった。韓国人 B・C 級戦犯は 148 名に達し、この内 23 名が処刑された。それなのに日本政府は戦後の補償過程で、「日本国籍を喪失した」という理由から恩給、年金等の補償から、彼らを除外した。

在日僑胞は今まで生存権と在留資格、強制追放、教育と就業、外国人登録法等、すべての方面できびしい弾圧を受けている。

韓日会談がいびつに進行した理由を挙げるならば?

「韓日会談が始まったのは 1951 年だ。韓半島で戦争が激しくくり広げられている最中だった。また韓日会談の 3 年前までも、韓半島には国家が存在しなかった。それはつまり、外交経験を持つ人がいなかったという話だ。それなのに李承晩は韓日会談の初の代表に、何の外交経験もない梁祐燦を送った。李承晩が米国に滞留していた間、身辺の面倒を見てくれた人の息子というだけで、何の履歴も経験もない人だった。

おまけに梁祐燦は韓国で暮したこともなく、韓国語も馴れなかった。ひと言で韓国に対して、何も知らない人だったのだ。余ほどでなければ、日本側文書から「韓国を知らないこんな人物は、日韓会談の代表として完全に不適切だ」という評価など出て来ないだろう。」

日本、請求権どころか「韓国から貰うべき方がもっと多い」と、ごり押し

日本政府が韓半島に置いて来た財産に対して、返還請求をしようとしたと言うが?

「そうだ。請求対象は、日本が植民地時代韓半島で造った会社や工場、港湾、鉄道等の施設と日本人が所有していた土地や財産、すべてが含まれる。韓日会談当時、両側でこれを計算したのだが、韓半島に属す全財産の 80~95%が日本人所有という数字が出た。何とかして韓国側の請求金額を値切ろうとするための術策だった。

1953 年 11 月日本外務省情報文化局が発行した雑誌「世界の動き」特集号によれば 日本が韓国から貰うべき金額は約 140 億円、反面 日本が韓国に支払うべき金額は 120 億円と主張する。植民地支配の未精算費用より、日本が韓半島に残して来たお金の方がもっと多いので、逆に韓国が賠償しなければならないという、異常な計算法だ。

全面公開されれば「経済協力資金」の実体が明らかに

今後の活動計画は?

「今の訴訟でわれわれが勝利すれば、韓日会談文書が全面公開される。そうなれば日本が韓国に支払った金額が、被害者補償金ではなく経済協力資金だったという事実が明らかになるだろう。

現在、日本国籍の戦傷病者・戦没者・未帰還者の遺族たちは、毎年「特別給付金」を支給されている。特別給付金は靖国神社に墓を保管する代価だ。毎年 8 月 15 日になると特別給付金を貰う遺族たちが靖国神社に集まり、盛大な戦没者慰霊祭を行う、しかし韓国の軍人・軍属や遺族には、たったの一銭も支給されないでいる。

すべての文書が公開された時点で、われわれの次の闘争が始まる。日本政府の謝罪を求め、強制徴用被害者に対する未払い賃金と散財補償金等の支給に関する、法律制定を求める闘いを展開する。1965 年韓日協定の過ちをくり返さないよう、すべての面で監視する役割をしなければならない。」

鄭栄大 記者(市民の声)

夫を乗せ出発した汽笛の音は、まだ耳元に生々しく

対日請求権受惠企業ボスコ 朴泰俊ボスコ名誉会長に送る 90歳李金珠おばさんの遺書



朴泰俊ボスコ名誉会長殿

私は太平洋戦争当時、南洋群島タラワ島で戦死した金都民の配偶者で、ボスコ裁判原告の李金珠です。

夫金都民が徴用された1942年、私たちは生後8ヵ月になった息子を育てながら、団欒な家庭を築いていました。4世代一人息子が続いていた金氏の一家では勿論のこと、夫は天下を得たかのように喜びながら、息子が早く大きくなって、お父さんと呼ぶ声を聞きたいと言いながら、一日に何回も息子の体を指尺で測って見ながら、団欒な暮らしをしていたその時、わが家にも徴用という思いがけない災難が降りかかり、空が倒れ地が割れるような恐怖に震え、飲食など一切喉を通らず、泣き崩れるだけでした。

私たち母子を置いて他国の戦争に行かされる羽目に陥った夫の、心情は如何ばかりだったのか、「1年期限だから、1年なんて、あつと言う間だよ。もっといると言われたら逃げ出しても、絶対に生きて帰るから、その間互いに日記を交換しよう」と約束し、私と息子を実家(ソウル)に連れて行って来て、故郷に帰ってから徴用者たちと共に、戦場へ出発することになりました。

いざ出かけるという日、何も分からずに眠りこんでいる息子の手を握り、力なく「元気だな!」という、短い一言だけを発した夫の両眼は充血していて、額には青筋が脈打ったまま、力なく振り返って出て行く姿に、実家の両親と弟妹たちは涙

の海になり、私は全身の力が抜け倒れ込んでしまい、指一本ぴくりともしない状態のまま気がかりが焦り、冷えて凍った土を踏みしめながら出て行った、夫の靴の重い足音がトボトボと聞こえ、その音が途切れたその瞬間、これが最期の夫の靴音かという思いに、ふらふらと目まいを覚えながら、胸がとても痛みました。

しばらくして、夫が乗って故郷に行く、夜11時終車の騒がしい汽笛の音にもっと驚きながら、石で胸を殴られたように、心臓がドキンキンと早鐘を打つ音が聞こえ、全身が限りなく震えました。徴用にひっかかると生きて帰れないという恐ろしい時だったので、この時の離別とは、人の世で比べるものがない最大、最悪の痛みでした。

あれほど愛してくれた夫から離され、遠くに送ってしまった私はまったく虚脱してしまいました。夜になるとますます夫が恋しくなり、時には夫が横にいると錯覚したことが、何度あったか! この時、私の歳は23歳、息子は生後8ヵ月でした。

戦場に行った夫から30日に一度必ず届く軍事郵便は、私にとってこの世で最大の慰めであり、大きな喜びでした。手紙の度の「幼子がどれだけ大きくなったか?」という問いには、息子の手を便箋にあて輪郭だけを描いて送り、また息子が鉛筆を握りやたら書き殴った落書きも同封しては、「こんなに育った」と知らせました。しかし大きな慰めになっていた、その知らせすらも9ヵ月で途切れてしまいました。

一日中職場勤務に熱中し帰宅時間になれば、一分一秒でも早く不憫な息子を早く見ようと、走って家まで戻ると、夫が家の門の前で私を待って、立っている姿が見えるようだったし、玄関の戸を開けると「オンマ(お母ちゃん)」と呼びながら、両手を広げて走り寄る息子の隣には、まるでお父さんと呼ばれるのを待ちに待っていた夫が、すっと立っているかのような思いに、限りなく涙が零れ落ち、溜息だけが出て来ました。このような悲しみの中でも、逃亡してでも必ず生きて帰って来ると言った夫の約束のせいで、道を歩いていて

も背の高い紳士を見ると、ひょっとして夫ではないかという思いから、走り寄って見ては夫ではない横顔に虚しさを覚え、胸を痛めたのは一、二回ではありません。

そんなある日、真っ黒いノシが付いた郵便物を受け取ることになりました。遅くとも3年以内には必ず生きて帰ると言っていた夫が、本当に3年ぶりに戦死通知書一枚という形で戻って来たのです。

私の歳は、もう90になります。今も夫の靴音と、夫を乗せ離れて行った汽車の騒々しかった汽笛の音は、90になり聴力もすっかり衰えた、私の耳の奥底に未だに生々しく残っています。



朴泰俊ポスコ名誉会長殿

私は20年も前の古い新聞1枚を、まるで家宝のように、今まで大事にとっています。

それは1988年3月29日の朝鮮日報に、大見出しで載った朴泰俊会長様の記事です。

創業当時年間生産1,000万トン(は世界初)という、その時の記事を何度も読んでみて、朴会長様の民族に対する高い心意気に、限りなく感動しました。国会とマスコミまでが反対しているのに、朴泰俊会長様の知恵と勇気と百折不屈の精神で、これを勝ち抜き、また太平洋戦争の犠牲者たちの、高貴な命の代価で始めたことを認めた点に対して、とても有り難く思いました。

当時朴正熙大統領におかれましても、「この浦項製鉄会社は太平洋戦争犠牲者たちの会社だ。したがってこの会社の職員にも、できる限り戦争犠牲者家族を多く受け入れる」と仰られました。

振り返って見るとポスコを今日のようにした韓日協定によって、加害国だった日本も私たちに

補償せずに、今まで我を張っています。ポスコもまた私たちに知らぬ顔をしています。国を失ったので日本によって被害者になった私たちはこのように、この地の民族としても正当な権利を回復できないまま、世紀が変わっても今に至るまで被害者です。

私たち被害者の犠牲の代価として建てられたポスコ、私たち日帝被害者たちは今、この瞬間にもポスコの成長を鳥肌の立つ疎外感から眺め、一人二人この世を去っています。私たちが感じる疎外感の中心に、私たちに何の責任も履行せずに、私たちが「高貴な生命」で待遇することを拒否する、私たちの「高貴な生命」で設立されたポスコがいます。

なぜポスコは私たち犠牲者の高貴な命の代価で始めながらも、私たち被害者をここまでも無視するのでしょうか?なぜポスコは私たちの犠牲に対する、裁判所の「社会的責任履行」勧告を頑強に拒否しているのでしょうか?ひょっとしたら朴泰俊会長様のインタビュー内容と、ポスコ設立の根幹が、事実と一致するのではないですか?

国民のための意志だけであらゆる険峻な山を越えた朴泰俊会長様の、この上ない民族愛はどこに行ったのですか?でなければ私たち日帝被害者は、朴会長様の民族愛が届かない、無視しても良い「異民族」なのですか?

1920年生まれの私は今年で90歳になり、今まで67年も、夫が私にくれた愛の記憶によりかかって生きて来ました。しかしもう生きる日が余り残っていない状態で、あらゆることを正確に解決させ、私たち被害者の永い苦痛とため息に、ポスコが少しでも希望をくれるのを見てから、静かに両眼を瞑っています。そうしてこそあの世で、2年間愛してくれた夫と、太平洋戦争で不帰の客となったすべての被害者たちに会える、面目が生じることでしょう。

万一、貴社が私たち被害者に対する責任を回避したまま、私が眼を瞑ることになったら、死んでも死にきれないでしょう。私たち被害者の犠牲で設立されたポスコが、今からでも裁判所の勧告に従って、社会的責任を尽くすことを願います。朴会長様が始められたのだから、朴会長様がその終止符を打って下さるようお願いいたします。私の最期の遺言です。 2009年8月15日

光州 李 金珠

12月4日(金)ソウルで

「民族問題研究所」と「日韓文書全面公開を求める会」共同の 国際学術シンポジウム開催

テーマ： 韓日両国の文書公開から見た 1965 年の韓日協定と請求権問題

民族問題研究所は植民主義の完全な終息と、誤った歴史を正すために、歴史研究と実践に努力して来
たし、その一環として植民主義清算の障害になって来た「韓日協定」に対して研究と出版、学術会議開
催などをしました。

今回、民族問題研究所は日本の「日韓文書全面公開を求める会」と共同で、個人請求権問題が「韓日
協定」でどのように扱われたかを、公開された文書を通じて確認することで、強制動員被害者の被害回
復の一助になろうと、国際学術会議を用意しました。また文書公開の意味を情報と権力、民主化という
側面からも悩んでみようと思います。

今回の学術シンポジウムがこの間の課題を整理し、今後の研究発展と被害者たちの被害回復に、少し
でも役に立つことを希望します。

日 時： 2009 年 12 月 4 日(金) 午前 10 時～午後 6 時

場 所： 東北アジア歴史財団

主 催： 社団法人民族問題研究所、日韓会談文書・全面公開を求める会共同

後 援： 東北アジア歴史財団

主 題： 韓日両国の文書公開から見た 1965 年の韓日協定と請求権問題

発表主題と参加予定者

1部:主題別発表

第一主題:文書公開訴訟の展開と内容

韓国-発表者(金進局弁護士、韓日協定外交文書公開訴訟担当)

日本-発表者(小竹弘子日韓会談文書・全面公開を求める会事務局長)

第二主題:請求権問題を中心とした両国文書の比較

韓国-発表者(金敏喆民族問題研究所責任研究員)

日本-発表者(太田修仏教大学准教授、日韓会談文書・全面公開を求める会共同代表)

日本-発表者(李洋秀日韓会談文書・全面公開を求める会事務局長)

第三主題:強制動員被害者の法的被害回復と請求権問題

韓国-発表者(金昌録慶北大学校教授)

日本-発表者(島田広不二越裁判弁護士)

2部:総合討論: 韓国-朴培根(釜山大学法学科教授)

韓国-張完翼(弁護士)、

日本-張界満(日韓会談文書公開訴訟弁護士)、

日本-吉沢文寿(新潟国際情報大学准教授、日韓会談文書・全面公開を求め
る会共同代表)



早朝の市場 韓国の人々のエネルギーと それを支える「食」に出会える

山本直好

韓国料理について書けとのことですが、あいにく韓国料理についてそれほどの知識も持ち合わせていませんし、韓国に行く度に韓国の仲間連れられて行って、ただおいしいおいしいと言って食べているだけなのです。

そんな私ですが、思うところがあります。これは韓国に限らないことですが、地元の人が行っているところがおいしいということです。

初めて韓国に行ったときは普通のパッケージツアーを利用し、ツアーガイドに載っている店にも行って見たのですが、日本人向けの味付けにしているのか今一つという印象でした。

ところが、早朝に市場の方に行ってみると、

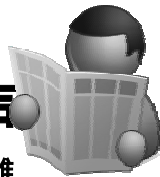
もう何軒も食堂が開いていて、冬でしたので湯気がもうもうとたっています。中に入ってみると平日なのでスーツを着たサラリーマンと思われる人でいっぱい、熱気にあふれていました。

おばさんが、白菜を大きな鍋に迫力満点に突っ込んでいます。当然、日本語などまったく通じませんでした(10年以上前なので今は違いかもかもしれませんが)。私も韓国語が全く読めませんでしたので、隣のサラリーマンの食べているのを指で指すのが精一杯。とてもからかったけれど、おいしくてとても元気が出たのをよく覚えています。

ですから、韓国に行かれたら、早朝の食堂に飛び込んでみてください。きっと韓国の人々のエネルギーとそれを支える「食」に出会えると思いますよ。

読者の声

鎌野保雄



私はこの会報だったら読み易くて、他人にも薦められるし、来年韓国併合100年を迎えることもあり、少しでも友人知人に知ってほしいと、ニュース第18号を10冊注文しました。

小林久公さん 日韓会談と私

戦後史において、いわゆる革新的とされた日本人達さえ、韓国・朝鮮への認識が如何に低いものであったか、また近年の日本政府の「謝罪と反省」というものが、いかに本心ではないかを思い起こさせました。

また庶民が「国益」を優先することの問題を指摘されていることに同感です。

田中宏先生は、何でも「日韓条約で解決済み」という政府や体制派の論理に挑む本会の

エッセンスが情報公開であり、公文書を国民共有の知的資源としていくことであることを明らかにされています。

臭いものには蓋で、都合の悪い歴史事実を隠してきたこの国の情報の公開を求めて止まない。

李洋秀さん

4・19文化賞の受賞記事

素晴らしいことです。それがまた本会に寄付されたことは、李さんも偉いけれど、本会が優れた活動をされていることの証とと思いました。

事務局長の独り言は実感が伝わりました。(笑)

二次訴訟の訴状要旨 最初は読みづらいのでは?としましたが、日・韓の近・現代史を読むようで興味深く、また日本政府が如何に真実を隠そうとしているかが理解できてよかったです。

しかし、このことは、まだ、

殆どの日本国民は知らないでしょう。この全面公開を求める会の運動の必要、必然性が、そこにあります。

8月の総選挙で自公政権が倒れて、少なくとも1998年から、たなざらしにされている「永住外国人地方参政権」の法制化をしてほしいものです。私はこのような法律が出来ないようでは、日本の平和運動、人権運動というものは本物にはなれないとも思います。

自分達の足元で平気で永住外国人の人権を踏みにじていることにも気付かない(?)という人権のダブルスタンダードを見る思いがします。

また部落差別反対を闘ってきた部落開放同盟をはじめ、人権抑圧に立ち向かった団体や人々に、ぜひとも同じ様にとりあげてほしい本会の運動課題と思います。

2009年7月29日

当会に 100万円の活動支援金

- ・共同代表・西野瑠美子氏のお骨折りにより、後藤玲子弁護士（神戸）を代理・・・
- ・人としての活動支援金 100 万円を頂戴しました。この度のご厚意に心から感謝・・・
- ・と御礼を申し上げます。今後も、氏の主旨にお応えするため、支援金を有効・・・
- ・に使用させていただくことを、固く誓います。（事務局長・小竹弘子）・・・・・・

弁護士 後藤玲子

添付の「ご挨拶」にもありますように、同氏はわが国における戦後処理の問題に加え、昨今の右傾化の風潮にかねてより危機感を募らせております。

そのため今般、氏は、その活動に共鳴する諸団体・個人がこのような風潮に抗して、さらに運動を活発化するための一に助になればとの思いから、心ばかりの支援をさせていただくことを決意し、その具体的な手続きを、当職に依頼されました。

寄付金額は、金 10 万円以上を予定しており、具体的な活動内容、規模、必要性等の諸条件を総合考慮の上、金額を調整させていただく所存です。 以下省略

ご 挨 拶

（敗戦を終戦と言いつづけ三百十万自国の死者のみ悼む式典）

（全国戦没者追悼式典）

アジアの人々二千万人を虐殺し、凡ゆる悪逆の限りをつくした侵略戦争の実体、真実を日本政府は国民に知らせず、むしろ隠蔽しようとしてきました。

戦後 64 年経ちましても、政府自らが戦争に対する心からなる謝罪も国家補償もしてはならず、わが国においては戦争の総括は何一つできておりません。

のみならず日本は、今や憲法 9 条を踏みにじり、自衛隊を海外派兵し、防衛費は世界で 4 位の軍国大国となり、「聖戦・核武装論」の跳梁、日の丸・君が代の強制、聖戦史観の教科書の採択等々、国民に対する抑圧の度は強まるばかりであり、右傾化の激しい流れを感じます。

ところがマスコミは、大事なことを、真実を発表しなくなり、全国に 7 5 0 0 もできている（九条の会）の集会も殆ど報道せず、御用報道化しています。比較的良識派とされていた知識人、評論家たちが大きく体制側になだれてゆく現象も起こっています。戦時中がそうであったように-----。

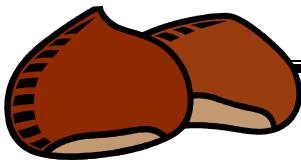
戦中、戦後を生きてきた者として、私は今が歴史の分岐点ではないかと思えます。私たち一人一人が、人間としての良心と志の試される時でもあると思えます。

私は、このような気持ちから、反戦、反靖国、反核、反差別、反公害など、国家権力をはじめとする様々な権力に対して闘い、平和と人権、民主・憲法擁護のために活動している団体や個人に対しまして、僭越ながら連帯の気持ちで心ばかりの支援をさせていただきたいと思えます。

どうぞ、私の気持ちをお組み取りくださいますよう、お願いいたします。

2009年敗戦記念日に

（寄贈者のお名前は、代理人・後藤弁護士と相談の上、匿名とさせていただきました）



事務局だより



今後の予定

10月21日(水) 二次訴訟・第7回口頭弁論(結審)

東京地裁 522 10:30~

報告集会 弁護士会館 1002 11:00~

12月8日(火) 三次訴訟・第5回口頭弁論

東京地裁 522 10:30~

12月23日(祝) 会場 東京しごとセンターの予定
総会と学術会議

日韓会談の中で 個人請求権はどうなっているか?

パネラー 韓国 金昌祿 慶北大学校教授

金敏喆 民族問題研究所責任研究員

日本 岩月浩二 名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊弁護士

島田 広 不二越裁判弁護士

会費未納の方にお願

個人別に 振込み用紙を同封しましたので

11月15日までにお振込みください



会員の53%

69万円が未納です

会員 153名

未納者 81名(53%)

未納金額 = 444,000円

サ会員 128名

未納者 67名(53%)

未納金額 = 247,000円

計 691,000円

朝日新聞「私の視点」投稿文への
共感と激励の電話やメールを頂き
ありがとうございました。(小竹)

発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田 修 田中 宏 西野瑠美子

山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX: 0463-95-4662

E-mail: nikkanbunsho@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/

郵便振替口座 / 00820-7-102287

加入者名: 日韓会談文書・全面公開を求める会